

箕面市立第二総合運動場 市民温水プール  
ネーミングライツパートナー募集要項

令和 7 年 12 月  
箕面市教育委員会

箕面市教育委員会は、民間企業等との協働により施設の魅力向上や新たな財源の確保、市民サービスの充実を図ることを目的として、箕面市立第二総合運動場 市民温水プール（以下、「本施設」という。）に法人名・商品名・ブランド名等を冠した愛称を付与するネーミングライツ事業（以下、「本事業」という。）を実施することとし、次のとおり、ネーミングライツパートナー（以下、「パートナー」という。）を募集します。

## 1. 募集の概要

### （1）対象施設

- ・箕面市立第二総合運動場 市民温水プール

### （2）対象施設の概要

- ・所在地：箕面市粟生外院一丁目1番
- ・主な施設内容：25mプール（6レーン）、幼児用プール、サウナ室、談話室等
- ・指定管理者：株式会社関西テレビライフ
- ・指定管理期間：令和8年6月1日から令和23年3月31日
- ・供用開始：令和8年6月（予定）



図：イメージパースおよび施設配置図等

### (3) 応募資格

パートナーになることを希望する法人その他の団体（以下「法人等」という。）または個人ならびに当該パートナーと箕面市教育委員会との仲介業務を行うことができる広告代理を営む法人（以下「代理店等」という。）とします。

※代理店等の場合は、パートナーになることを希望する法人等または個人の提示が必要です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する業種または事業者は応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ② 消費者金融
- ③ 商品先物取引に関するもの
- ④ たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）
- ⑤ ギャンブルにかかるもの
- ⑥ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- ⑦ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- ⑧ 探偵事務所等の調査会社
- ⑨ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- ⑩ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑫ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- ⑬ 箕面市暴力団排除条例（平成 26 年箕面市条例第 44 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- ⑭ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ⑮ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止や行政処分を受けている企業等
- ⑯ 市税を滞納している事業者
- ⑰ その他教育長が不適当と認めるもの

### (4) 応募条件

- ・最低募集価格（年額・税別）：120 万円

※支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

- ・愛称使用可能期間：3年以上5年以下  
※期間終了後はパートナーに優先交渉権を付与します。
- ・愛称使用開始予定日：令和8年6月1日（協議により決定）
- ・愛称条件：「箕面」「みのお」などの地名を必ず含めてください。  
※応募時に希望愛称を明記してください。原則、申込後の変更は不可とします。

#### （5）募集期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月30日（金）（必着）

## 2. ネーミングライツ付与の条件

### （1）愛称の表示条件

本施設の愛称として、法人名、商品名及びブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすい名称で、日本語又は英語アルファベット（もしくはその両方）を使用するものとします。また、法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する愛称は、不適格とします。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ③ 人権侵害となるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- ⑤ 良好的な景観又は風致を害するもの
- ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
- ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- ⑨ 当該名称に係る事業の内容を箕面市（以下、「本市」という。）が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
- ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑭ 個人の氏名及び個人の氏または名
- ⑮ 箕面市以外の地域を連想させ、誤認を招くおそれがあるもの
- ⑯ 施設の管理・運営に支障を及ぼすおそれがあるもの

### （2）パートナーメリット

- ・施設内外の看板等に愛称を掲出できます。（掲出場所・大きさ等は協議）
- ・チラシ・パンフレット等の印刷物や市ホームページ等の広報媒体において、愛称を表示できます。

### 3. 申込方法

#### (1) 提出書類

以下の書類を様式中の作成要領等に従い提出してください。

様式 番号	提出書類	申込者(※1)		
		法	個	代(※2)
1	ネーミングライツパートナー申込書	○	○	○
2-1	ネーミングライツパートナー概要シート（法人用）	○		△
2-2	ネーミングライツパートナー概要シート（個人用）		○	△
3	誓約書	○	○	○
4	役員名簿	○		△
5-1	自己資本比率の状況	○		△
5-2	流動比率の状況	○		△
5-3	過去3ヶ年の決算状況	○		△
5-4	キャッシュフローの状況	○		△
5-5	固定長期適合率の状況	○		△
5-6	有利子負債月商比率の状況	○		△
5-7	売上高経常利益率の状況	○		△
-	会社概要（様式不問）	○		△
-	直近3ヶ年の決算報告書	○		△
-	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○		△
-	市税にかかる納税証明書（直近年度分）	○	○	○
-	愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの	○	○	○
-	事業概要（様式不問）		○	△
-	直近3ヶ年の所得税確定申告書（写）		○	△
-	住民票記載事項証明書		○	△

(※1)法：法人等、個：個人、代：代理店等

(※2)△印の書類は、ネーミングライツパートナーになることを希望される方が「法人等」か「個人」かに応じて、該当する書類をそれぞれご提出ください。

#### (2) 提出方法

- ・電子メールにファイルを添付し、14. 提出先に提出してください。
- ・紙書類は電子データ化して添付してください。

### 4. 本事業に関する質問の受付・回答

#### (1) 質問の受付

「様式6 質問書」に質問内容を簡潔に記入の上、電子メールにファイルを添付し、14. 提出先に提出してください。なお、電話での受付は行いません。

※メール件名は、「箕面市立第二総合運動場 市民温水プールネーミングライツ事業 質問書（事業者名）」としてください。

## (2) 受付期間

- ・令和8年1月9日（金）午後5時まで

## (3) 質問の回答

- ・回答の公表日（予定）

※質問が提出された順に令和8年1月16日（金）までに公表します。

- ・回答の公表方法

※箕面市のホームページへの掲載によって行います。質問者の企業名等は公表しません。

## 5. 選定方法

- ・箕面市立第二総合運動場市民温水プールネーミングライツパートナー選定会議を開催し、提出書類により経営状況・希望愛称案等を審査します。
- ・審査を通過した応募者のうち、提案金額の高い順に優先交渉順位を決定します。
- ・箕面市教育委員会と優先交渉権者による協議成立後、正式にパートナーを決定します。
- ・選定結果は、市ホームページ等で公表します。

※必要に応じて追加資料の提出やヒアリングを実施する場合があります。

## 6. ネーミングライツ協定の締結

選定結果を踏まえ、箕面市教育委員会とパートナーはネーミングライツ協定（以下、「協定」という。）を締結します。

## 7. 協定の解除

協定の締結後、次のいずれかに該当することが確認できた場合、協定を解除するものとします。

- ① 応募資格や愛称条件に反した場合
- ② パートナーに、本市の名誉または信用を失墜させ、業務を妨害もしくは事務を停滞させるような行為があったとき
- ③ パートナーに、社会的信用、経済的信用を著しく損なう事態が生じたとき
- ④ パートナーが破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始の申立てがなされたとき
- ⑤ パートナーが指定する期日までに対価を支払わないとき
- ⑥ パートナーの信用失墜行為等に伴い、本施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- ⑦ その他、本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき

なお、パートナーは、自己の都合により協定を解除することが可能ですが、協定を解除する場合は、本施設を所管する部局長等に書面により申し出るものとします。ただし、協定解除時、納付済対価は返戻しません。また、未払い分は直ちにお支払いください。

## 8. 協定の更新

協定は、箕面市教育委員会とパートナーの協議により更新することができます。更新後の条件については、更新前の条件を基準として、経済事情等諸般の事情に鑑み、箕面市教育委員会とパートナーの協議の上、別途定めるものとします。

## 9. ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度本市が発行する納付書等により、5月末日（土曜、日曜、祝日の場合はその直前の平日）までに一括してお支払いいただくことを基本とします。ただし、協定期間が12ヶ月に満たない場合は、1ヶ月当たりの額（千円未満切り捨て）に当該年度の協定期間の月数を乗じて算出し、納付書等により、市が定める日までにお支払いいただくこととします。

## 10. 費用負担

- ・看板等の設置・維持管理・修繕・変更・原状回復等に要する費用は、原則パートナー負担となります。
- ・箕面市教育委員会が認める場合を除き、協定終了・解除時は、設置した看板等を速やかに原状回復してください。

## 11. リスク負担

### (1) 本市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

愛称又はパートナーが設置・変更した名称標示板等に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じたときは、パートナーの責任及び負担により解決するものとします。

### (2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、箕面市教育委員会とパートナーが協議し、決定することとします。

## 12. スケジュール（予定）

- ・募集要項公表：令和7年12月26日（金）
- ・応募締切：令和8年1月30日（金）
- ・審査・選定：令和8年2月
- ・パートナーの決定・協定締結：令和8年2月～3月
- ・愛称使用開始：令和8年6月1日（予定）

ただし、愛称の使用開始日までの愛称使用のための準備の観点から、箕面市教育委員会と協議のうえ、使用開始日前に看板制作および広報活動等に愛称を使用することができます。

## 13. その他

- ・提出された応募書類は返却しません。

- ・応募内容に虚偽が判明した場合は選定を取り消します。
- ・提出された応募書類中の個人情報は本事業以外には使用しません。

#### 1 4. 提出先

箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局保健スポーツ室

MAIL : sports@maple.city.minoh.lg.jp